

栃木県立高等学校入学者選抜制度の在り方について（報告）

令和5年3月1日

県立高等学校入学者選抜制度改善検討委員会

《 目 次 》

はじめに	1
I 現行制度の概要	2
II 現行制度の検証	2
(1) 特色選抜に出願するための資格要件に関する検証	
(2) 選抜の方法に関する検証	
① 学力検査の実施について	
② 多様な選抜の方法について	
(3) 入学者選抜の日程に関する検証	
① 特色選抜・一般選抜について	
② 追検査・再募集について	
III 今後の制度改善の方向性	7
IV 制度改善に向けて望まれること	9
資料編	
資料 1 県立高等学校入学者選抜制度改善検討委員会名簿	11
資料 2 県立高等学校入学者選抜制度改善検討委員会設置要綱	12
資料 3 県立高等学校入学者選抜制度改善検討委員会 検討経過	13
資料 4 県立高校の在り方検討会議 提言（抜粋） ～とちぎの未来を切り拓く人材の育成を目指して～	14
資料 5 県立高等学校入学者選抜制度改善検討委員会会議資料（抜粋）	16
資料 6 令和 5（2023）年度 県立高等学校入学者選抜関係諸日程	25

はじめに

栃木県教育委員会は、今後の望ましい県立高校の在り方について検討するために、令和3年2月に有識者による県立高校の在り方検討会議を設置した。この会議においては、これからの高校教育に求められる役割などのほか、県立高校の入学者選抜制度の在り方についても検討が行われた。令和4年2月には栃木県教育委員会に対して、提言（「県立高校の在り方検討会議 提言 ～とちぎの未来を切り拓く人材の育成を目指して～」）が提出され、入学者選抜制度については、特色選抜における出願するための資格要件や選抜の方法の改善のほか、入学者選抜の日程の検討の必要性が示された。さらに、入学者選抜制度の在り方について別途関係者による会議を開催し検討することが提言の中で求められたことから、本委員会の設置に至ったところである。

本委員会では、学識経験者、教育関係者及び保護者の代表で構成される8名の委員により、現行の全日制課程入学者選抜制度の検証を行い、今後の制度改善の方向性について協議を行うとともに、調査研究を目的としたワーキンググループ会議を開催し、広く学校現場の意見も集めながら検討を進めてきた。

本報告書は、これまでの検討結果を踏まえ、改善の方向性について取りまとめ、県教育委員会に提出するものである。

I 現行制度の概要

- 本県では、平成 26 年度入学者選抜以降、推薦入学に代わり特色選抜を導入し現在に至っている^{注1}。現行の制度では、2月上旬に特色選抜で募集定員の一部を選抜した後、3月上旬に学力検査を課す一般選抜で残りの定員を選抜する仕組みとなっている。

- 特色選抜は、中学生が自分の進路について十分に考え、志望校を主体的に選択することとともに、県立高校の魅力化・特色化を一層推進することを目的に実施しており、中学校長の推薦をもって出願するのではなく、各高校が示す「出願するための資格要件」^{注2}を満たす者が出願できる選抜制度となっている。選抜の方法としては、調査書のほか、面接・作文（または小論文）・学校独自検査等^{注3}の結果を用いており、学力検査は実施していない。

- 一方、一般選抜では調査書、学力検査の成績、面接及び実技検査を行った場合はその結果等を資料として総合的に選抜を行っている。

II 現行制度の検証

特色選抜導入当初、高校1年生およびその保護者を対象に行ったアンケート^{注4}によると、特色選抜については7割程度の者が肯定的な評価をしており、その割合は、制度の周知に伴って増加する傾向にあった。また、中学校からは、学校行事や生徒会活動など様々な活動を特色選抜で評価することは、生徒の中学校生活における目的意識にもつながっているとの意見があり、特色選抜は一定の評価が得られていることが伺える。そのため、本委員会では、生徒の主体的な活動につながる特色選抜の趣旨は今後も継続することが望ましいと考える。

注1 資料5-1、5-2参照

注2 資料5-3、5-4参照

注3 学校作成問題、口頭試問、実技等高等学校が独自に設定した方法による検査

資料5-5、5-6参照

注4 資料5-7参照

これらを踏まえ、以下に示す(1)から(3)について県立高等学校入学者選抜に関する現行制度の検証を行った^{注5}。

(1) 特色選抜に出願するための資格要件に関する検証

- 中学生は各高校で示す「出願するための資格要件」（以下「資格要件」とする。）を見て自分に合った高校を選び、特色選抜に出願する。資格要件は、例えば「各教科の学習成績が優秀で、人物的にも優れ」「部活動では地区大会や県大会で入賞」など、求める要件が多岐にわたり、その表現が抽象的でわかりにくいという意見がある^{注6}。そのため、中学生が自信を持って出願できなかつたり、逆に、資格要件に合致しているか判断できないまま安易に出願したりするなど、資格要件をめぐる課題が指摘されている。

- また、特色選抜と一般選抜はその趣旨や方法がそれぞれ異なる選抜制度であるにもかかわらず、資格要件に合致した者が特色選抜に出願するというよりも、単に1回多く県立高校を受検できる機会と捉えている中学生や保護者も見受けられ、特色選抜の趣旨が十分に浸透しているとは言い難い。

- 特色選抜は、高校にとって、学校の魅力化・特色化を推進する上で重要な制度である。また同時に、中学生にとっても、中学校における主体的な活動を評価してもらえる点で重要な制度である。したがって、その制度の良さをより一層生かすためにも、特色選抜に出願するための資格要件は、より具体的に明示する必要がある。

(2) 選抜の方法に関する検証

① 学力検査の実施について

- 一般選抜では、当日受検する5教科の学力検査の結果を選抜の資料としている。これに対して学力検査を実施していない特色選抜では、中学校での様々な活動を通じて見られる生徒の学ぶ意欲や優れた面、努力の成果等を評価するとともに、中学校が作成する調査書に記載されている評定等の学習の記録を選抜の資料として活用している。

注5 特色選抜の検証については、本委員会での意見のほか、県立高校長からの意見（資料5-8）や、中学校・高等学校からの改善意見（資料5-9）も参考にした。

注6 資料5-3、5-4、5-9参照

- 一方、高校では、各学校の実態に応じて高校3年間の学習を継続できるだけの学力を有していることを受検者に求めていることから、特色選抜においても、調査書に記載される評定に加え、学力検査の結果を客観的な資料として活用したいという意見がある。
- また、中学校からは、中学校までに身に付けた学力を入学者選抜制度の段階でしっかりと評価してもらえれば、自信を持って高校の学習に臨むことができるという意見があり、保護者からは、学力検査を受けずに2月の早い段階で合格が内定した場合、学習に対する意欲が低くなり、高校入学後の学習に不安を抱くことがあるという意見もある。
- 他県では、本県の特色選抜に当たる前期選抜等においても学力検査を課す方向で制度を変更する動きがみられ^{注7}、本県のように学力検査を課さない選抜制度を実施している都道府県は少なくなってきた。
- 新たな入学者選抜制度を検討するに当たっては、学校関係者や保護者の意見、全国的な入試改革の流れを踏まえ、生徒の学力を適切に評価し、中学校と高校の学びを円滑に接続することのできる入学者選抜制度へと改善することが求められる。

②多様な選抜の方法について

- 入学者選抜において、受検者の個性や能力・適性を多面的に評価することは重要である。そのためには、多様な選抜の方法を工夫していく必要がある。
- 中学校の教育活動には、授業だけでなく、様々な教育活動がある。そのため、特色選抜では、校外活動を含め、部活動や学校行事などに積極的に取り組んできた生徒を適切に評価することを目的に実施している。
- しかしながら、委員会の中では、例えば部活動の大会で優秀な成績を収めたり、生徒会の役職に就いたりすることが特色選抜で有利になるという考えから、調査書に記載される内容を気にして行動する様子が見受けられると指摘された。本来、入

注7 資料5-10参照

学者選抜では、調査書等に記載された大会の成績や経験した役職だけをもって評価するのではなく、そこに至るまでの取り組む姿勢や、活動を通じて学んだことなどを丁寧に評価することが求められる^{注8}。

- また、現行の特色選抜では、全ての学校で面接を実施するほか、学校ごとに作文、小論文、学校作成問題、口頭試問、実技などから選抜の方法を選ぶことができるが、現在、多くの学校では選抜の方法として作文または小論文を実施しており^{注9}、学校や学科の特色に応じた選抜の方法という点では課題も見られる。
- 入学者選抜では、物理的・時間的な制約の中で公平・公正な評価が求められることから、選抜を実施する高校が多様な選抜の方法を導入するに当たっては様々な課題が考えられる。しかし、他県において実施されている様々な選抜の方法の事例等^{注10}を参考にしながら、どのような選抜の方法や評価の工夫が可能なのか、改善に向けた検討が必要である。

(3)入学者選抜の日程に関する検証

①特色選抜・一般選抜について

- 現行の入学者選抜では、2月に特色選抜、3月に一般選抜を実施していることから、特色選抜を志願する受検者にとっては、入学者選抜の日程が長期にわたり過密な日程となっている^{注11}。特に特色選抜で不合格になった場合、気持ちの整理がつかないまま数日のうちに一般選抜へ出願し、学力検査に向けた準備に切り替えなければならない。
- また、特色選抜不合格者の多くが、一般選抜においても同一校同一学科に出願して合格していることから、特色選抜と一般選抜の日程を分けて行っている現行の入学者選抜制度では、特色選抜の不合格は受検者にとって心理的な負担になっており、中学校からは、こうした生徒への精神的なフォローの難しさを感じているなどの意見もある。

注8 資料5-11、5-12参照

注9 資料5-6参照

注10 資料5-10参照

注11 資料5-13参照

- 一方、高校においては、入学者選抜の期間が複数回設定されていることから、選抜ごとに検査室の準備、検査日当日の運営、採点業務などのために、生徒の休業日が連続することになり、高校教育活動への影響が課題となっている^{注12}。

②追検査・再募集について

- 本県では、インフルエンザ罹患者等に対して、試験当日に別の動線を確認した上で別室での受検を認めてきたが、別日で行う追検査は実施していない。しかし、全国状況をみると、多くの都道府県でインフルエンザ罹患者に対する追検査を実施している^{注13}。
- また、本県の全日制高校 58 校 114 系・科のうち、令和 4 年度入学者選抜では 20 校 36 科が募集定員を満たさない状況にあるが、募集定員を満たさない高校の再募集は実施していない^{注14}。本県の場合、全日制・定時制・通信制それぞれの入学者選抜が重ならないように日程が組まれており、状況に応じてそれぞれを受検する機会が確保されている。しかし、複数の日程が確保されていたとしても受検できる課程が限定されることから、中学校や保護者からは再募集の実施を求める意見が出ている。
- 一方で、現在の全日制入学者選抜の日程終了後に再募集を実施した場合には、中学生の進路先決定の時期がさらに遅くなり、入学までの準備に影響が出ることも懸念されるほか、私立高校への入学手続にも影響が生じる。
- 入学者選抜の日程は、2 月の特色選抜から 3 月末の定時制・通信制入学者選抜に至るまで長期かつ連続したものであるため、追検査や再募集のような新たな日程追加については、私立高校への影響も考慮しながら、入学者選抜の日程全体を変更する中で検討していく必要がある。

注 12 資料 5 - 14 参照

注 13 資料 5 - 15 参照

注 14 資料 5 - 16 参照

Ⅲ 今後の制度改善の方向性

これまでの検討を踏まえ、入学者選抜制度改善検討委員会として、中高の円滑な接続のために、次の四つを高等学校全日制課程入学者選抜制度の改善の方向性として提言する。

【提言 1】 全ての受検者に対する学力検査の実施

- 中学校・高等学校での学びを充実させるためには、中学校までの学習内容の確実な定着が図られ、その成果を適切に評価する入学者選抜制度とすることが必要である。
- 学習した成果を適切に評価する入学者選抜では、調査書における各教科の評定を活用することに加え、特色選抜の受検者も含め全ての受検者に対して学力検査を実施することで、中学校までの学習内容の定着を、より客観的に評価する選抜制度とすることが適当である。

【提言 2】 特色選抜と一般選抜の日程の改善

- 全ての受検者に対する学力検査を実施するために、特色選抜と一般選抜は連続する2日間以上の同一日程で実施をすることが適当である。これにより、長期間かつ過密な日程が改善されるとともに、特色選抜不合格者が再び出願をして一般選抜を受検するという心理的な負担が解消される。
- 出願の方法としては、全ての受検者が一般選抜に出願する際に、その高校の示す資格要件に合致する受検者は、本人の希望により特色選抜も併せて出願できるような制度を検討する。
- また、合格者を決定するに当たっては、例えば、第1次選抜として特色選抜を志願する者を一定の割合で合格させた後に、第2次選抜として特色選抜合格者を除いた全ての受検者を対象に一般選抜により選抜するなど、特色選抜と一般選抜それぞれの趣旨を踏まえた方法を検討する。

【提言3】 特色選抜における多様な選抜の方法の導入

- 特色選抜に出願するための資格要件については、各高校が策定するスクール・ポリシー^{注15}と関連させながら、受検者がより理解しやすいものにすることが必要である。

- 現在の資格要件が抽象的と指摘されているのは、各高校が学習成績や諸活動の実績などについて、幅広く資格要件として提示していることが一因と考えられる。
確かに、学習活動や部活動などそれぞれの場面で活躍できる者を幅広く選抜したいという高校の意図も認められるが、今後の特色選抜においては、高校の魅力化・特色化推進のため必要とされる資格要件に絞り込むなどの工夫をすることによって、より理解しやすいものにすることが求められる。

- 新たに工夫された資格要件に基づいて出願した受検者に対する選抜の方法としては、これまで実施してきた作文や面接といった方法に限らず、各学校の実態に応じた独自の検査を設定し、学力検査では測ることの難しい側面を評価していくことが望ましい。多様な選抜の方法としては、例えば、プレゼンテーションを通して発信力や表現力を評価したり、実技検査を通して専門的な技術・技能などを評価したりすることなどが考えられる。

【提言4】 追検査・再募集の実施

- 本県ではインフルエンザ罹患者等に対する別室での受検を認めている。しかし、今後は、受検機会の十分な確保の観点から、受検者が体調を崩したまま受検に臨むことがないように、別室での受検に加え、別な期日で行う追検査の実施も検討することが必要である。

- また、募集定員に欠員がある高校における再募集は、進路未決定者や、様々な理由により受検できなかった中学生にとって進路選択の選択肢の一つとなることから、その実施に向けて、再募集の対象校やその方法などを具体的に検討していく必要がある。

注15 資料5-17参照

- 追検査・再募集の日程は、先述の【提言2】を踏まえた入学者選抜全体の日程を調整する中で、適切な時期に設定することが望ましい。なお、私立高校への影響もあることから、3月中旬頃までに、追検査・再募集を含めた全ての全日制課程入学者選抜の日程を終了するように配慮する。

IV 制度改善に向けて望まれること

- 県教育委員会においては、本委員会の報告を受けて、入学者選抜制度の改善について検討を進め、適切な時期に新たな入学者選抜制度を決定し実施することを期待する。その際、入学者選抜制度の変更については、受検者への周知期間を十分に取る必要があり、制度の変更を公表してから一定の年数を経過した後に実施することが望ましい。
- また、社会全体で急激にデジタル化が進行する中で、中学生や保護者だけでなく、中学校と高校双方の入学者選抜事務の負担軽減を図るため、入学者選抜事務の電子化等について県教育委員会において検討していくことが必要である。
- 本委員会では全日制課程入学者選抜を中心に検討したところであるが、全日制課程だけでなく、定時制・通信制課程の入学者選抜制度についても県教育委員会で検討を進めていくことが必要である。

《 資料編 》

資料 1	県立高等学校入学者選抜制度改善検討委員会名簿	11
資料 2	県立高等学校入学者選抜制度改善検討委員会設置要綱	12
資料 3	県立高等学校入学者選抜制度改善検討委員会 検討経過	13
資料 4	県立高校の在り方検討会議 提言（抜粋） ～とちぎの未来を切り拓く人材の育成を目指して～	14
資料 5	県立高等学校入学者選抜制度改善検討委員会会議資料（抜粋）	16
資料 6	令和 5（2023）年度 県立高等学校入学者選抜関係諸日程	25

県立高等学校入学者選抜制度改善検討委員会 委員名簿

	委員氏名	職業・役職名等	備考
1	大堀 円	栃木県中学校長会副会長 (日光市立東原中学校長)	
2	須賀 英之	栃木県私立中学高等学校連合会副会長 (宇都宮短期大学附属中学高等学校長)	
3	滝口 貴史	栃木県PTA連合会副会長	
4	舘野 進一	栃木県高等学校PTA連合会会長	
5	萩原 伸二	宇都宮大学アドミッションセンター コーディネーター	委員長
6	増山 孝之	栃木県中学校長会副会長 (宇都宮市立一条中学校長)	
7	山下 拓男	栃木県高等学校長会高校入試委員会委員長 (栃木県立足利南高等学校長)	
8	横尾 浩一	栃木県高等学校長会高校入試委員会副委員長 (栃木県立小山高等学校長)	

※敬称略、五十音順

県立高等学校入学者選抜制度改善検討委員会ワーキンググループ 委員名簿

	委員氏名	職業・役職名等	備考
1	青木 均	栃木県中学校長会進路対策副部長 (塩谷町立塩谷中学校長)	
2	荒川 幸広	栃木県中学校長会進路対策部長 (上三川町立本郷中学校長)	
3	石島祐太郎	栃木県立真岡工業高等学校教頭	
4	小宮 啓幸	栃木県立栃木商業高等学校教頭	
5	柴田 高志	栃木県立今市高等学校教頭	
6	滝田 博之	栃木県立宇都宮女子高等学校教頭	
7	竹澤 幸和	栃木県立学悠館高等学校教頭	
8	橋本 智	栃木県立宇都宮白楊高等学校教頭	
9	武藤 敬一	栃木県立足利高等学校教頭	
10	山口 信一	栃木県立矢板東高等学校教頭	

※敬称略、五十音順

県立高等学校入学者選抜制度改善検討委員会設置要綱

(設置の趣旨)

第 1 条 県立高校の在り方検討会議の提言「県立高校の在り方検討会議 提言 ～とちぎの未来を切り拓く人材の育成を目指して～」(令和 4 年 2 月)を踏まえ、今後の県立高等学校入学者選抜制度の在り方等について具体的に検討するため、「栃木県立高等学校入学者選抜制度改善検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員)

第 2 条 委員会の委員は、学識経験者、教育関係者のうちから、栃木県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が委嘱する。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 特色選抜の資格要件等について
- (2) 特色選抜の選抜方法等について
- (3) 入学者選抜の日程等について
- (4) その他

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、令和 5 年 3 月末日までとする。

(委員長)

第 5 条 委員の互選により、委員会に委員長を置く。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第 6 条 調査研究を行うため、委員会にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループの委員は、教育長が委嘱する。
- 3 ワーキンググループ委員の任期は第 4 条の規定を準用する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、栃木県教育委員会事務局高校教育課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 15 日から施行する。

県立高等学校入学者選抜制度改善検討委員会 検討経過

回	開催日	検討事項
第1回県立高等学校入学者選抜制度改善検討委員会および第1回ワーキンググループ会議	令和4（2022）年 7月1日	○県立高校の在り方検討会議からの提言を踏まえた論点整理 ①特色選抜の資格要件等について ②特色選抜の選抜方法等について ③入学者選抜の日程等について
第2回県立高等学校入学者選抜制度改善検討委員会ワーキンググループ会議	令和4（2022）年 7月31日	○選抜を一本化し、学力検査を課すことに対する趣旨の検討 ○多面的評価の方法 ○選抜日程等の検討
第2回県立高等学校入学者選抜制度改善検討委員会	令和4（2022）年 9月2日	○入学者選抜制度の骨子案について
第3回県立高等学校入学者選抜制度改善検討委員会ワーキンググループ会議	令和4（2022）年 10月14日	○入学者選抜制度の骨子案について
第3回県立高等学校入学者選抜制度改善検討委員会	令和5（2023）年 1月26日	○報告書の検討

県立高校の在り方検討会議 提言（抜粋）
～とちぎの未来を切り拓く人材の育成を目指して～
（令和4年2月9日）

5 高校教育に係る制度や整備等の在り方について

(1) これまでの経緯と現状

① 入学者選抜制度について

- 県立高校の入学者選抜においては、推薦入学に代わり、平成26年度入学者選抜から特色選抜を実施してきた。特色選抜は、各県立高校が示した資格要件を満たす者が出願できる制度であり、その選抜方法は、全ての県立高校で面接を実施するほか、作文や小論文、学校作成問題等からそれぞれが独自に選択している。
- この特色選抜は、中学生が高校・学科の特色や募集する生徒像等について自ら調べ、自分の進路について十分に考え志望校を主体的に選択することや、各県立高校が特色ある学校づくりを一層推進することを目的として導入されたものである。制度が浸透するにつれ、その趣旨の理解が進み、一定の成果が見られるようになった。その一方で、資格要件や選抜方法等を改善すべきとの意見もある。
- 入学者選抜の日程については、2月上旬に全日制課程の特色選抜、3月上旬に全日制課程の一般選抜及び定時制課程のフレックス特別選抜、3月中旬に定時制課程の一般選抜、3月下旬に通信制課程の入学者選抜を実施しており、その期間は2か月間の長期に渡る。

(2) 制度や整備等の在り方について

① 入学者選抜制度について

- 特色選抜の導入により、中学生が主体的に進路を選択する姿や高校の教育活動が活性化の様子がみられることから、特色選抜は今後も継続していくことが望ましい。
- 特色選抜を出願するための資格要件については、その表現がわかりにくく具体的ではないとの指摘がある。その一方で、例えば、部活動の大会実績等を具体的に明示することにより部活動の過熱化が懸念されることや、中学校の学校規模により設置できる部活動に制約が生じていることなどから、資格要件の改善については、入学者選抜が中学校教育に与える影響を考慮するとともに、公平性を確保する観点も踏まえて慎重に検討する必要がある。
- 特色選抜の選抜方法については、高校生活で必要な学力を着実に身に付けさせるため、学力検査を課すことが望まれるが、多面的評価を行う特色選抜の意義も確認

しながら、各学校の魅力化・特色化を一層推進するための適切な選抜方法となるよう、十分に検討する必要がある。

- 入学者選抜については、受検者の視点に立つと、複数回の受検機会を確保することが望ましいが、入学者選抜の日程は長期間かつ過密であり、中学校の教育活動に与える影響が大きく、受検者、保護者にとっても負担となっているほか、特色選抜不合格者の精神的なフォローについても考慮する必要がある。

また、多くの県でインフルエンザ罹患者等を対象とした追検査や募集定員に満たない場合の再募集を実施しており、本県においても追検査や再募集を実施する必要がある。

- これらのことから、他県の状況を参考とし、例えば、特色選抜と一般選抜を同一日程で行うことや追検査や再募集を実施することなど、入学者選抜全体の日程について私立高校への影響も考慮しながら検討する必要がある。

- 入学者選抜制度の在り方は多方面に影響を与えるものであることから、本会議での意見等を参考に別途関係者による会議を開催し、県立高校の更なる魅力化・特色化につながる入学者選抜制度へと改善を図る必要がある。

本県の主な入学者選抜制度の変遷

資料5-1

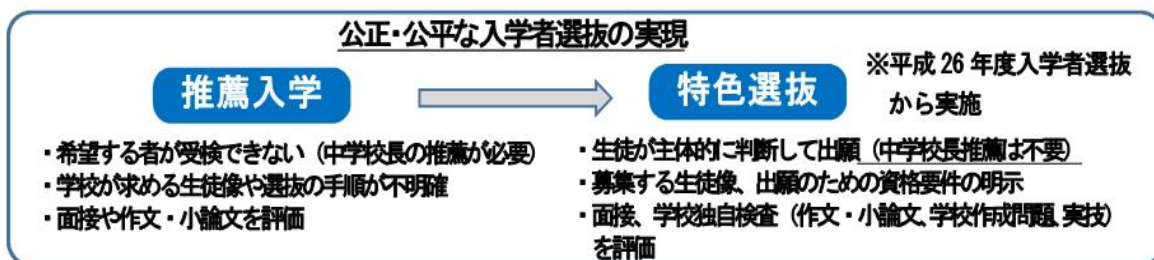
年 度	推薦入学	学力検査	その他
昭和52年度	一部の農業系学科で実施		
昭和58年度	すべての職業学科で実施		
昭和61年度	一部の普通科で実施		
平成元年度		一部の学校・学科で面接を実施	
平成6年度	推薦入学枠の拡大 (20%程度 → 10%~30%へ)		
平成7年度	全ての高等学校・学科で実施		
平成15年度	作文に加えて小論文の実施も可能 スポーツ科推薦枠50%程度		
平成17年度	推薦入学を実施しないことも可能		フレックスハイスクール特別選抜の実施
平成22年度		中高一貫教育に係る併設型高等学校 入学者選抜の実施	
平成26年度	特色選抜の実施		
平成27年度			学区の撤廃

1

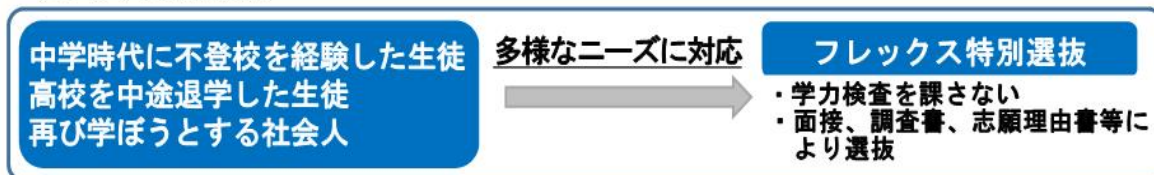
本県の入学者選抜の特徴

資料5-2

ア 特色選抜



イ フレックス特別選抜



2

特色選抜に出願するための資格要件（例）

資料5-3

○A高

次の(1)から(3)までのすべてに該当する者

- (1) 本校の特色や志望する学科の学習内容を理解し本校を強く志望する者で、ルールを守る、時間を守る、自らあいさつするなどの基本的な生活習慣が身に付いている者
- (2) 根気強く学習活動に取り組むことができ、将来の明確な目的に向かって努力を惜しまない者
- (3) 継続的に部活動等に取り組んだ、あるいは意欲的に諸活動に取り組んだ経験を持ち、本校での部活動や諸活動に積極的に取り組める者

○B高

各教科の学習成績が優秀で、本校での学習に適応できる学力を有し、人物的にも優れ、本校入学後は積極的に教科学習や特別活動などに取り組むことができる者で、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者

- (1) 国語・社会・数学・理科・外国語の成績がいずれも極めて優秀な者で、大学進学という明確な進路目標を持ち、本校入学後も意欲的に学習活動に取り組む意志のある者
- (2) 文化・スポーツ・社会活動のいずれかの分野において優れた資質を有し、本校入学後もそれらの活動に積極的かつ継続的に参加する意志のある者

3

特色選抜に出願するための資格要件（例）

資料5-4

○C高

人物に優れ、基本的な生活習慣と本校での学習に対応できる学力が身に付いており、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 中学校における学習成績が優秀で大学への進学を希望し本校入学後も意欲的に学習に取り組む者
- (2) 中学校で部活動では地区大会や県大会で入賞や、生徒会、学級、ボランティアで中心となって活動するなどの優れた実績を上げ本校入学後も学業と両立させながら特別活動に参加する者
- (3) 国際交流や異文化理解の活動に参加し顕著な活動実績をあげるなど国際理解に強い興味・関心を持ち本校入学後も学業に励みながら語学研修などの国際理解に関する行事に積極的に参加する者

4

特色選抜の選抜方法

資料5-5

学校独自検査	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
作文	36校82科	36校82科	36校82科	36校82科	36校82科
小論文	19校31科	19校31科	19校31科	19校31科	19校31科
学校作成問題	6(2)	7(3)	7(3)	7(3)	7(3)
実技	1	1	1	1	1

学校独自検査	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
作文	36校82科	36校82科	36校82科	36校82科	-
小論文	19校31科	19校31科	19校31科	19校31科	-
学校作成問題	6(3)	6(3)	3(1)	2(1)	-
実技	0	0	0	0	-

* () 内は中高一貫教育校

5

特色選抜の選抜方法

資料5-6

多くの学校で作文による選抜を実施しており、学校や学科の特色をより生かせる**学校独自検査**や**口頭試問**を実施している割合は**少ない**。学校独自検査の在り方については今後検討が必要。

	校数 系・科数	割合 (系・科)
作文を課す学校	40校88系・科	77%
小論文を課す学校	16校 24科	21%
学校独自検査を課す学校	2校 2科	2%
個人面接のみ実施	57校113系・科	99%
(うち口頭試問を含む)	7校 26科	23%
集団面接のみ実施	1校 1科	1%

令和4年度入学者選抜より

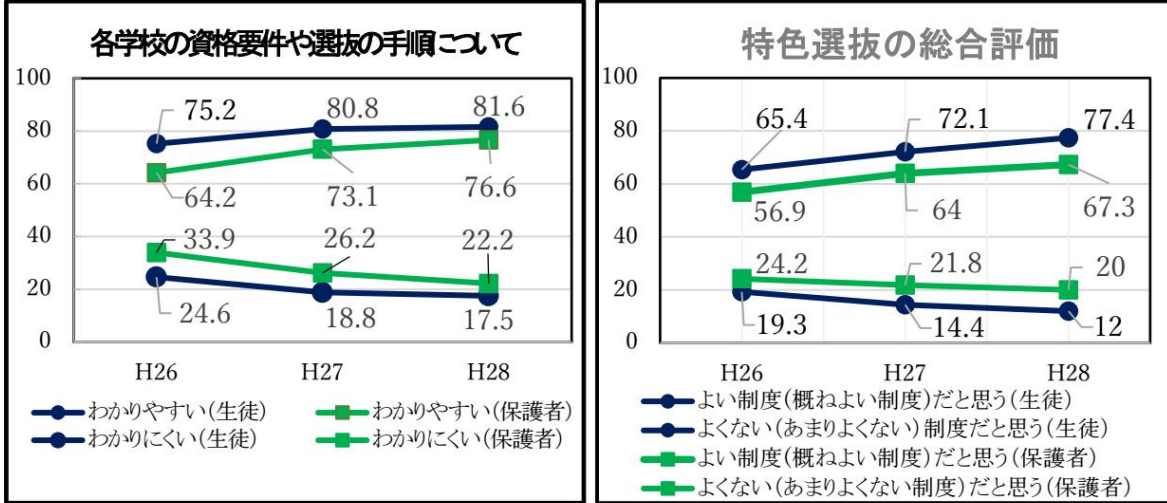
6

特色選抜に対する評価・検証

資料5-7

1 「栃木県立高等学校全日制課程入学者選抜に関するアンケート(対象:高校1年生・保護者)」結果より

(1) 各校が示した資格要件や選抜の手順についてどう思うか。 (2) 特色選抜についてどう思うか。



7

特色選抜に対する評価・検証

資料5-8

2 「これからの県立高校の在り方に関する調査(対象:県立高等学校長)より

令和3年4月実施

(1) 特色選抜の成果と課題

(2) 特色選抜についてどのように考えているか

【特色選抜の成果】

- ・学科の特徴、求める人材を理解した生徒が受検している。
- ・多元的・多面的に評価できている、学力以外を評価できる
- ・学校の特色化・活性化に寄与している
- ・諸活動に一生懸命に取り組んでいる
- ・学力が高い、学習に意欲的に取り組んでいる

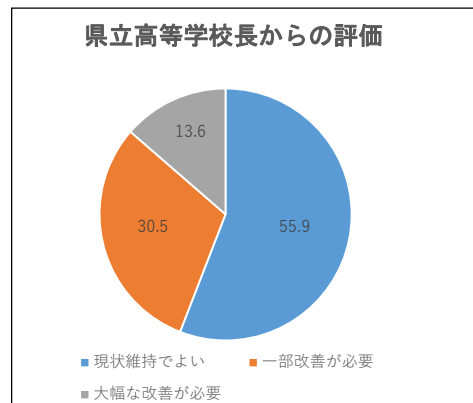
【特色選抜の課題】

○資格要件に関して

- ・資格要件が誰でも出願できるような表現となっている
- ・資格要件に適合しているとは考えられない生徒が受検している

○選抜方法に関して

- ・面接や作文では学力を判定することが難しい
- ・入学後の学習意欲の向上と学力向上につなげるためには学力検査を実施すべき
- ・学校の特色にあわせた選抜方法を考えるべきである
- ・中学生にとっては、冬休み頃から作文や面接の練習が始まり、3学期は学習に集中できないのではないか。
- ・大学入試の総合型選抜(旧推薦入試)でも学力検査を課すようになっているので、選抜の公平性からも入試において学力を問えるような選抜方法を考えるべきである
- ・様々な競技の実績に対して、公平・公正な評価基準を定めることが難しい



8

特色選抜に対する評価・検証

資料5-9

3 「入学者選抜実施に当たっての改善意見」（対象：中学校・高等学校）」より

毎年実施

○資格要件に関して

- ・「極めて優秀」「優秀」「部活動で優れた実績がある」など規準が明確でない表現が多い
- ・出願の可否が生徒の判断に任されているため、高校が期待する資格要件を満たしていない生徒でも出願できる
- ・生徒、保護者が資格要件を満たしているかが判断できるような具体的な表現、明確な基準を定めてほしい

○選抜方法に関して

- ・受検者の学力不足がみられる、入学後の学習について行けるかが心配
- ・学力検査を含む多様な選抜方法を検討して欲しい
- ・特色選抜内定者の学習意欲の維持が難しい
- ・面接・作文・小論文による選抜は生徒にとって負担である
- ・特色選抜が不合格だった場合、(選抜方法の異なる)一般選抜の準備期間が短い

9

近県の全日制課程の入学者選抜

資料5-10

(3) 近県の全日制課程の入学者選抜

	選抜	学力	面接	作文 小論文	実技	英語 面接	学校作 成問題	適性 検査	自己PR・ プレゼン
栃木県	特色選抜 (全校実施)		●	○	○		○		
	一般選抜 (全校実施)	⑤	○		○				
福島県	前期選抜								
	学力検査 (全校実施)	} ⑤	●	○	○				
	特色検査 (全校実施) 同一日								
後期検査 (2次募集)		●	●						
茨城県	一般入学								
	共通選抜 (全校実施)	} ⑤	○		○				
	特色選抜 (一部実施) 同一日								
2次募集	③	●			○				
群馬県	前期選抜 (全校実施)	③	○	○	○	○	○		○
	後期選抜 (全校実施)	⑤	○	○	○				
	2次募集		●	●					
埼玉県	一般募集 (全校実施)	⑤			○	○			
	2次募集		○		○				
千葉県	一般入学者選抜 (全校実施)	⑤	○	○				○	○
	2次募集		●	○				○	○

- …全員に実施
- …学校が選抜方法を選択して実施
- ③…全ての受検生に対して学力検査(3教科)を実施
- ⑤…全ての受検生に対して学力検査(5教科)を実施

10

【課題】

令和4年6月6日 スポーツ庁地域スポーツ課

○学校部活動や地域のスポーツ活動等（以下「学校部活動等」という）における活動歴や大会成績は、学習成績と異なり、各都道府県の入学者選抜実施要項等において評価規準や配点等が決められておらず、各高等学校の裁量に委ねられている事例が多い。

○中学校において作成される調査書についても、学校部活動の活動歴や大会成績等の簡略な記述であることが多く、調査書の記載のみでは、生徒の多様な個性や能力・適性を多面的に評価することは困難である。

○調査書にはボランティア活動等、校外での活動も記載するものとされているが、スポーツ活動について、今後は地域で参加する生徒が増えていくことが想定される中、従来、部活動の顧問等から行っていた情報収集を校外から行わなければならない、評価の見直しにあたっては、教師の負担の増加にも配慮が必要である。

11

令和4年6月6日 スポーツ庁地域スポーツ課

【求められる対応】

高校入試において、各高等学校の定める入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を踏まえて、生徒の多様な個性や能力・適性を多面的に評価することは重要である。このため、学校行事や生徒会活動等の特別活動や学校部活動、地域でのスポーツ活動等の学校内外の活動を通じて主体的に学んだことやそこから見えてくる生徒の長所、個性や意欲、能力を、進学動機や進学後に学びたいこと、将来の進路希望などとの関連も含めて、多面的に加点方式で評価していくことは有意義である。

12

県立高校入学者選抜の日程

資料5-13

		全日制	定時制	通信制
2月	上旬	特色選抜 ◎面接 ○作文・小論文、学校独自検査 * 募集人員は定員の10%~30%		
	中旬	一般選抜 ◎学力検査 ○面接、実技	フレックス特別選抜 ◎面接、作文 ※募集人員は定員の50%程度	
3月	中旬		一般選抜	
	下旬			入学者選抜 ◎面接（面接日は2回）

13

入試業務に伴う生徒休業日数（高校）

資料5-14

【2月】 計 4日

準備日（1日）、選抜日（2日）、入試業務日（1日）

【3月】 計 5日

準備日（1日）、選抜日（2日）、入試業務日（2日）

※中学校においては、12月に三者面談の実施、1月に出願事務、志願者の面接・作文指導などが行われる。



特色選抜と一般選抜を同一日程で行うことによる中学・高校双方の負担軽減

14

インフルエンザ罹患者等への追検査実施状況

資料5-15

対応方法	数	主な都道府県
独自日程で実施	33	北海道、福島、茨城、群馬、埼玉、神奈川 等
2次募集で実施	5	東京、和歌山、高知、熊本、鹿児島
追検査で実施	2	広島、長崎
調査書等の書類選考	2	山口、愛媛
実施していない	5	山形、栃木、兵庫、島根、宮崎

令和3年度全国高等学校入学者選抜改善協議会資料より

15

募集定員に満たない場合の再募集

資料5-16

対応状況	都道府県数	主な都道府県
全ての学校・学科において実施	28	北海道、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京 等
一部の学校・学科において実施	13	岩手、神奈川、富山、石川、京都、大阪、兵庫 等
実施していない	6	山形、栃木、徳島、高知、長崎、大分

令和3年度全国高等学校入学者選抜改善協議会資料より

16

【参考】アドミッションポリシーとは

資料5-17

○スクールポリシーの策定

「これからの高等学校教育について」(R2.11.25 文科省資料より抜粋)

- (1) 高等学校教育の入口から出口までの教育活動を一貫した体系的なものへと再構成
- (2) 各高等学校教育の継続性を担保



特色・魅力ある教育の実現に向けた整合性のある指針としてスクール・ポリシーを策定・公表

- ① 育成を目指す資質・能力に関する方針
- ② 教育課程の編成及び実施に関する方針
- ③ **入学者の受入れに関する方針**

○スクールポリシーに基づく入学者選抜の実施・改善

- (1) 入学者の受入れに関する方針に基づく入学者選抜が可能となるよう、各教育委員会が**一定の範囲で具体的な選抜方法について各高校の判断に委ねる**といった工夫
 - ・ 学力検査の実施教科や教科ごとの配点の変更
 - ・ 学力検査における各高校による独自問題の作問
 - ・ 調査書と学力検査の成績の比重の変更
- (2) 推薦型入学者選抜などにおいては、**自己申告書の記載内容や面接での応答等に表れる生徒像**が入学者の受入れに関する方針に合致するかどうかという観点から判定

令和5(2023)年度 県立高等学校入学者選抜関係諸日程

全日制課程				定時制課程				通信制課程						
2 月				3 月				3 月						
1	水	↑ 特色選抜願書等 提出期間 (2日正午まで)		1	水	↓ 受検票交付期間		1	水	↑ フレックス特別選抜 受検票交付期間		1	水	
2	木			2	木			2	木			2	木	
3	金			3	金			3	金			3	金	
4	土			4	土			4	土			4	土	
5	日			5	日			5	日			5	日	
6	月			6	月			6	月			6	月	
7	火			7	火			7	火			7	火	
8	水	特色選抜 第1日		8	水	一般選抜		8	水	フレックス特別選抜		8	水	
9	木	特色選抜 第2日		9	木			9	木			9	木	
10	金			10	金			10	金			10	金	
11	土	(建国記念の日)		11	土			11	土			11	土	
12	日			12	日			12	日			12	日	
13	月			13	月			13	月			13	月	
14	火	特色選抜合格者内定		14	火	合格者発表		14	火	↑ フレックス特別選抜 合格者発表		14	火	↑ 願書等提出期間
15	水			15	水			15	水	↓ 願書等提出期間 (16日正午まで)		15	水	
16	木			16	木			16	木			16	木	
17	金			17	金			17	金			17	金	
18	土			18	土			18	土			18	土	
19	日			19	日			19	日			19	日	
20	月	↑ 一般選抜願書等 提出期間 (21日正午まで)		20	月			20	月	一般選抜		20	月	↓ 面接(春分の日)
21	火			21	火	(春分の日)		21	火	(春分の日)		21	火	
22	水			22	水			22	水			22	水	
23	木	(天皇誕生日)		23	木			23	木			23	木	
24	金	↑ 出願変更期間 (27日正午まで)		24	金			24	金	合格者発表		24	金	
25	土			25	土			25	土			25	土	
26	日			26	日			26	日			26	日	
27	月			27	月			27	月			27	月	↓ 願書等提出締切
28	火	↑ 受検票交付期間		28	火			28	火			28	火	面接
				29	水			29	水			29	水	合格者発表
				30	木			30	木			30	木	
				31	金			31	金			31	金	